

国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画 新旧対照表

令和7年6月

修正前	修正後
<p>第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画</p> <p>3-1 初動体制の立ち上げ</p> <p>(1) 活動可能な体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>○強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。</p> <p>そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。</p> <p>(略)</p> <p>○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画</p> <p>3-1 初動体制の立ち上げ</p> <p>(1) 活動可能な体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>○強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。</p> <p>そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、<u>応急活動計画を策定しておくとともに</u>、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。</p> <p>(略)</p> <p>○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた<u>確保</u>や輸送・配分を行う。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p data-bbox="114 164 584 193">3-2 避難支援（住民等の安全確保）</p> <p data-bbox="136 215 741 244">（1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援</p> <p data-bbox="91 323 1104 406">○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの<u>家屋</u>が全壊・半壊となる。</p> <p data-bbox="573 483 627 512">（略）</p> <p data-bbox="103 592 1104 729">・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p data-bbox="573 860 627 888">（略）</p> <p data-bbox="103 965 1104 1157">・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた<u>多重防護</u>の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。</p> <p data-bbox="573 1182 627 1211">（略）</p> <p data-bbox="114 1287 768 1316">3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p data-bbox="136 1339 544 1367">（1）列車や航空機等の安全確保</p> <p data-bbox="573 1447 627 1476">（略）</p>	<p data-bbox="1151 164 1621 193">3-2 避難支援（住民等の安全確保）</p> <p data-bbox="1173 215 1778 244">（1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援</p> <p data-bbox="1128 323 2141 406">○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの<u>建物</u>が全壊・半壊となる。</p> <p data-bbox="1601 483 1657 512">（略）</p> <p data-bbox="1140 592 2141 783">・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワーク</u>の整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p data-bbox="1601 860 1657 888">（略）</p> <p data-bbox="1140 965 2141 1157">・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた<u>多重防御</u>の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。</p> <p data-bbox="1601 1182 1657 1211">（略）</p> <p data-bbox="1151 1287 1805 1316">3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p data-bbox="1173 1339 1581 1367">（1）列車や航空機等の安全確保</p> <p data-bbox="1601 1447 1657 1476">（略）</p>

修正前	修正後
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線の<u>耐震対策</u>は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の<u>ターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強</u>を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、<u>目標年度での実施について</u>鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。</u> <p>(略)</p> <p>(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について</u>、<u>新幹線鉄道は概ね完了している</u>。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の<u>主要駅及び主要路線の耐震補強</u>を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「<u>耐震省令</u>」という。)に基づき、<u>速やかに対策を実施するよう</u>鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう</u>鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>鉄道事業者に対し、対応策を指導する。</u> <p>(略)</p> <p>(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○<u>2020東京オリンピック・パラリンピック開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、</u>地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p>	<p>○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p>
(略)	(略)
<p>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNTO）の<u>グローバルサイト</u>における発信やJNTOのTICにおける多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</p>	<p>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNTO）の<u>ウェブサイト等</u>における発信やJNTOコールセンターにおける多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</p>
(略)	(略)
<p>3-4 被災状況等の把握</p>	<p>3-4 被災状況等の把握</p>
<p>(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査</p>	<p>(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査</p>
(略)	(略)
<p><平時から準備しておくべき事項></p>	<p><平時から準備しておくべき事項></p>
<p>・自動二輪車による迅速な施設点検を行うため、車両の<u>計画的な</u>取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。</p>	<p>・自動二輪車や<u>自転車</u>による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。</p>
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>(2) 全国からのTEC-FORCE派遣</p> <p>○「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画（H28.8策定）</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>→ 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定</p> <p>(略)</p> <p>3-5 被災者の救命・救助</p> <p>(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等</p> <p>(略)</p> <p><平時から準備しておくべき事項></p> <p>・<u>官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。</u></p>	<p>(2) 全国からのTEC-FORCE派遣</p> <p>○南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>→ 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、<u>搬送等の協力業者等の選定</u></p> <p>(略)</p> <p>3-5 被災者の救命・救助</p> <p>(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等</p> <p>(略)</p> <p><平時から準備しておくべき事項></p> <p>・<u>自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。</u></p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>・ <u>緊急輸送ルート</u>を基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ <u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>3－6 被害の拡大防止・軽減</p> <p>(6) 災害対策用機械の大規模派遣</p> <p>○「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画（H28.8策定）</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>3－6 被害の拡大防止・軽減</p> <p>(6) 災害対策用機械の大規模派遣</p> <p>○南海トラフ巨大地震における<u>TEC-FORCE</u>活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。</p> <p>(略)</p>
<p>3－7 被災した地方公共団体支援</p> <p>(1) リエゾンの派遣</p> <p>(略)</p>	<p>3－7 被災した地方公共団体支援</p> <p>(1) リエゾンの派遣</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画（H28.8策定）</u>」に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 情報通信機材等の派遣</p> <p>○「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画（H28.8策定）</u>」に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3-8 被災者・避難者の生活支援</p> <p>(3) 生活用水と衛生環境の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画</u>に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 情報通信機材等の派遣</p> <p>○<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画</u>に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3-8 被災者・避難者の生活支援</p> <p>(3) 生活用水と衛生環境の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における<u>災害用井戸・湧水の</u>

修正前	修正後
<p>・多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</p> <p>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。</p> <p>(4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備</p> <p>○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。</p> <p>そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型応急仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。</p> <p>(略)</p> <p>3-9 施設等の復旧、被災地域の復興 (3) 迅速な復興に向けた支援</p>	<p><u>活用を含めた代替水源としての地下水の活用</u>を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。</p> <p>・多くの避難者が想定される地域等については、<u>浄水場及び下水処理場</u>や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</p> <p>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式<u>浄水施設・設備</u>の設置等について検討するなど対策を進める。</p> <p>(4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備</p> <p>○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。</p> <p>そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。</p> <p>(略)</p> <p>3-9 施設等の復旧、被災地域の復興 (3) 迅速な復興に向けた支援</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>市街地復興計画を策定できる</u>よう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>復興まちづくりを行える</u>よう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。</p>
<p>(略)</p> <p>(4) 担い手の確保・育成</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 担い手の確保・育成</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><平時から準備しておくべき事項> (新規)</p>	<p><平時から準備しておくべき事項> ・令和6年6月に成立した「<u>建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律</u>」に基づき、<u>処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「<u>工期に関する基準</u>」について、<u>公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・政府として策定した「<u>建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン</u>」を、<u>全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。</u> ・国土交通省として策定した「<u>建設業働き方改革加速化プログラム</u>」について、<u>関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。</u> ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの<u>構築</u>、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの<u>普及・活用</u>、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策</p> <p>4-1 強い揺れへの備え</p> <p>(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等</p> <p>○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>134.6万棟</u>発生すると想定されている。</p> <p>そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、<u>改正</u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化 	<p>第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策</p> <p>4-1 強い揺れへの備え</p> <p>(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等</p> <p>○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>127.9万棟</u>発生すると想定されている。</p> <p>そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る

修正前	修正後
<p>に係る支援の充実により、<u>住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。</u></p>	<p>支援の充実により、<u>耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 公共施設の耐震化等</p>	<p>(2) 公共施設の耐震化等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。</p> <p>・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。</p>	<p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、<u>水道施設及び下水道施設の耐震化</u>・液状化対策を推進する。</p> <p>・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、<u>耐震化</u>・液状化対策を推進する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策</p>	<p>(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。<u>また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。</u></p> <p>(略)</p> <p>4-2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。</p> <p>(2) 津波防災地域づくりの推進</p>	<p>・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び</u>観測情報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>4-2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、<u>水道施設及び</u>下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定<u>(平成29年7月改正)</u>。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の<u>一つ</u>として、津波救命艇の普及に<u>取り組む</u>。</p> <p>(2) 津波防災地域づくりの推進</p>

修正前	修正後
<p>○津波防災地域<u>まちづくり</u>に関する法律のフォローアップ等を踏まえ、<u>推進計画</u>や津波災害警戒区域の<u>指定</u>を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 津波浸水を軽減させる施設の整備等</p>	<p>○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、津波防災地域づくりを<u>一層</u>推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 津波浸水を軽減させる<u>河川管理</u>施設の整備等</p>

以上